

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

平成30年度 評価調査者説明セミナー

福祉サービス第三者評価調査者の活動を希望される方に対し、評価の目的や仕組み、評価調査者の役割等について理解を深めていただく機会とするとともに、「評価調査者認定研修」の受講者選考のための試験を行います。

1 日時

平成30年7月21日（土）9：40～16：30（受付は9：20～）

2 会場

神奈川県社会福祉会館 4階第3・4研修室（横浜市神奈川区沢渡4-2）※別紙案内地図参照

3 対象者

本県の福祉サービス第三者評価調査者として活動したい方（年齢、資格、経験等は不問です。）

4 プログラム

プログラムは別紙「平成30年度 評価調査者説明セミナープログラム」をご参照ください。

5 受講料 3,000円（テキスト代を含む）

6 定員 20名（予定） ※申込者多数の場合は、抽選により決定します。

7 申込期間及び申込方法

申込期間：平成30年5月21日（火）～6月15日（金）【消印有効】※期限外無効

申込方法：受講希望者は、所定の受講申込書に必要事項を記入のうえ、長3（12cm×23.5cm）の返信用封筒（住所・氏名を記入し82円切手を貼付のこと）を同封して、下記まで郵送にてお申し込みください。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館3階
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
(TEL045-290-7432)

申込締め切り後、6/29（金）までに申込者全員に受講可否を郵送で連絡をします。6/29（金）を過ぎても通知が届かない場合は、事務局までご一報ください。

次ページの「本セミナーの受講をご希望の方へ」に必ず目を通してからお申し込みください。

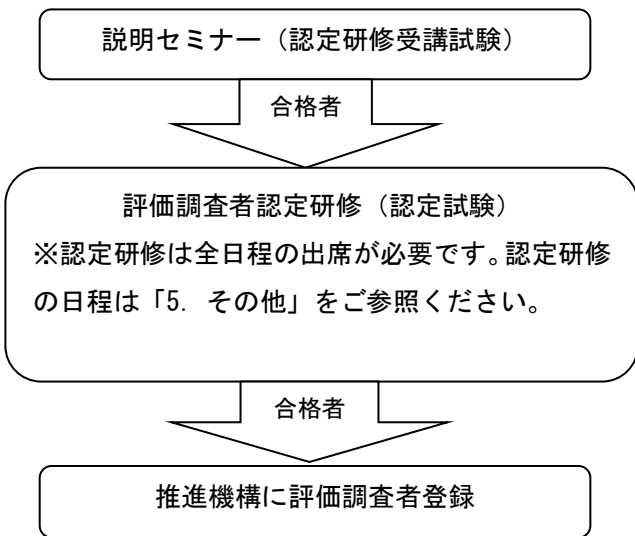
本セミナーの受講をご希望の方へ

1 評価調査者として活動するための条件

福祉サービスの第三者評価は、評価を受けようとする事業所と「**評価機関**」との契約に基づいて実施されるものであり、評価調査者が個人で行うことはできません（評価調査者は評価機関に所属し、評価機関からの指示に基づいて施設訪問等の調査活動を行います）。福祉サービスの第三者評価調査者として活動するには、次の①②の条件をすべて満たすことが必要となります。

- ① 当推進機構が実施する「評価調査者認定試験」に合格し、当推進機構に評価調査者登録をしていること（評価調査者登録については図1「評価調査者養成研修の仕組み」をご参照ください）
- ② ①を満たしたうえで、当推進機構が認証する評価機関に所属していること（評価機関への所属については図2「評価機関への所属の仕組み」をご参照ください）

図1 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
評価調査者養成研修の仕組み」



登録後、評価機関に所属して評価調査者として活動します。

※登録後3年間有効、更新制度があります。

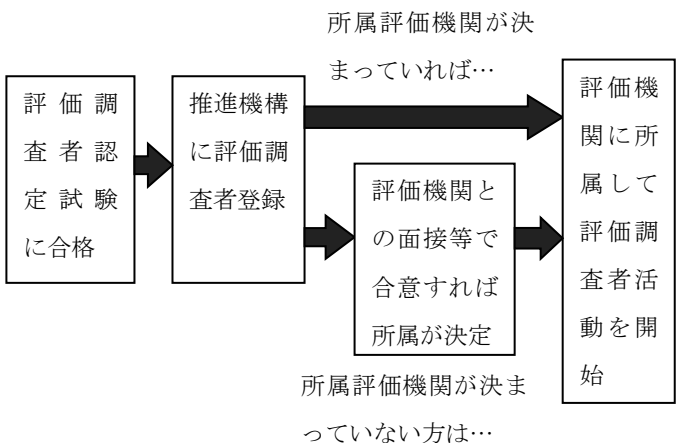
※登録および更新には手数料が必要です。

※横浜市・川崎市の場合は、追加で各市指定の研修を受講することになります。

図2 「評価機関への所属の仕組み」

一般公募の受講者（評価機関に所属していない受講者の方）は、評価調査者認定試験に合格し、推進機構に評価調査者登録をされた後に、ご自身で所属評価機関を探していただくこととなります（別途、受講者と評価機関との情報交換会を予定しています）。

※本県ではH30.4現在、20か所の評価機関が活動していますが、評価調査者の採用条件等は各評価機関で異なるため、評価機関ごとの面接試験等により所属の可否が決定されます。



2 本セミナー並びに評価調査者認定研修の受講者について

本セミナー並びに評価調査者認定研修は、福祉サービス第三者評価調査者の養成を目的としているため、本セミナー、評価調査者認定研修とも、**一般公募による受講者のほかに評価機関推薦による受講者がおり、合同での受講**となります。なお、認定研修受講試験並びに評価調査者認定試験については、推薦の有無にかかわらず、全受験者を同一の基準で審査し可否を決定します。

なお、一般公募については、応募者が受講定員を超過した場合は抽選となりますので、予めご了承ください（評価機関推薦をご希望の場合は、当該評価機関にご相談ください）。

3 本セミナーの受講料について

- ①受講料は事前振込みとなります。振込口座は受講決定通知と併せてお知らせします。
- ②いったんお振込みいただいた受講料は返金できませんのでご了承ください。

4 セミナー当日の留意事項について

- ① セミナー当日は、筆記用具（シャープペンシル、鉛筆、消しゴム等）を必ず持参してください。
- ② セミナーの欠席、30分以上の遅刻、中座、早退があった場合、同日認定研修受講試験の受験をお断りします。十分ご注意ください。なお、セミナーに参加できないやむを得ない事由が発生した場合、速やかに推進機構まで連絡の上、根拠資料と併せて理由書を書面提出してください。（業務多忙等は、やむを得ない理由にあたりません）
- ③ 本セミナープログラムの最後に実施される「評価調査者認定研修受講試験」は筆記試験となります（試験内容は当日発表）。

5 その他

- ①評価調査者は年齢・資格は不問ですが、実際の活動ではパソコンのワード・エクセル等での文書作成やメールでの通信などのパソコンスキルが求められます。登録までに自主的にスキルを身につけられることをお勧めします。
- ②平成29年度の評価調査者認定研修は、平成30年9月～10月に開催予定です（全5日間の講義・演習並びに半日程度の施設見学）。※認定研修は全日程の出席が必須です。

【平成30年度 評価調査者認定研修（予定）】

第1日目：9月18日（火） 第2日目：9月25日（火）

第3日目：10月6日（土） 第4日目：10月7日（日）

施設見学：10月9日～10月22日のうち半日程度（調整中）

第5日目：10月27日（土）※同日認定試験

※講師の都合等により日程は変更になる場合がありますので、予めご了承ください。詳しくはセミナーにて説明します。

※認定研修は、有料（受講料22,000円）です。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
平成30年度 「評価調査者説明セミナー」 プログラム

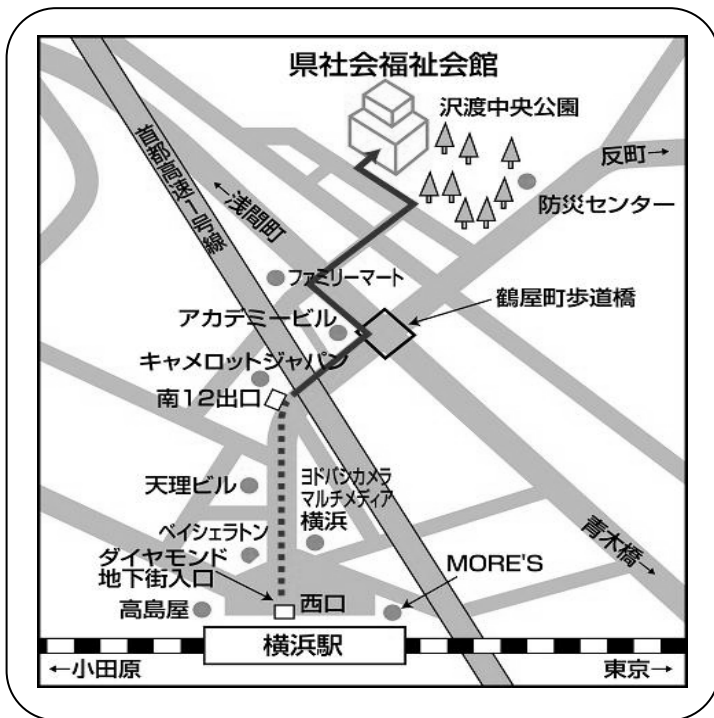
時間	テーマ	内容	講師(敬称略)
9:40~ 10:00	挨拶 オリエンテーション	—	
10:00~ 12:00	講義 福祉サービス第三者評価の目的と意義	①福祉サービス第三者評価制度の背景 ②福祉サービスの特性と利用者の特性 ③第三者評価事業の目的・意義・動向等 ④かながわの第三者評価の取組み	(福)秦野市社会福祉協議会会長 藤村 和 静
12:00~ 13:00	昼 休 憩		
13:00~ 13:30	説明 かながわの福祉サービス第三者評価の仕組み	①かながわの第三者評価事業の特徴 ②かながわの第三者評価事業の実施体制と取り組み状況 ③評価調査者養成研修のシステム	(福)神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス 第三者評価推進機構 事務局
13:30~ 14:30	講義 福祉サービス第三者評価調査者の機能と役割	①第三者評価調査者の役割・義務 ②評価調査者に求められる資質・技能 ③評価調査者に必要な知識・技術	町田保健福祉専門学校 非常勤講師 田 口 久 美 子
14:45~ 15:00	オリエンテーション		
15:00~ 16:30	評価調査者認定研修受講試験		

※カリキュラムの構成・時間配分等は会場・講師等の都合により変更になる可能性もあります。

※昼食は各自ご用意ください（研修会場内での飲食可）。

※社会福祉会館の駐車場は台数に限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用くださるようお願いいたします（事務局での駐車場の確保はいたしませんのでご了承ください）。

会場案内図



横浜駅西口より徒歩 15 分程度